

香川県庁地下駐車場利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第2号

香川県庁地下駐車場利用規則の一部を改正する規則

香川県庁地下駐車場利用規則（平成16年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車させることのできる自動車)</p> <p>第4条 駐車場に駐車させることのできる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車で、側車付きでないものを除く。）</u>で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5.5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2メートル以下のものとする。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 知事は、駐車場を利用しようとする者が駐車させようとする自動車<u>が次の各号のいずれかに該当するときは、</u>駐車場を利用することを拒むことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(駐車させることのできる自動車)</p> <p>第4条 駐車場に駐車させることのできる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第3条に規定する普通自動車</u>で、車体（積載物又は取付物を含む。）の大きさが長さ5.5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2メートル以下のものとする。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 知事は、駐車場を利用しようとする者が駐車させようとする<u>第4条の自動車（以下「自動車」という。）</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場を利用することを拒むことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。